

子どもたちの健やかな成長をサポートします

児童手当



◆児童手当とは

家庭等における生活の安定と次世代の社会を担う児童の健やかな成長のために、児童を養育している方に対して児童手当を支給しています。

対象者

中学校卒業まで(15歳の誕生日後の3月31日まで)の児童を養育している方

手当額

- ・3歳未満：1万5千円
- ・3歳以上小学校修了前：1万円(第3子以降は1万5千円)
- ・中学生：1万円
- ・一人あたりの月額です。

※児童の数え方は、高校卒業前までの児童のうち、年長者から数えます。

◆新規は申請手続きが必要

所得制限限度額は左の表のとおりです。

| 扶養親族等の数 | 所得制限限度額(万円) |
|---------|-------------|
| 0人 | 622 |
| 1人 | 660 |
| 2人 | 698 |
| 3人 | 736 |
| 4人 | 774 |

◆申請できる方

児童を養育している父または母のうち、所得が高いなど児童の生計を維持する程度が高い方(父母以外の方が養育している

場合は問い合わせください) 申請に必要なもの/ 次の書類等を持参し、手続きをしてください。

◆印鑑

- ・父母及び18歳までの子どもの健康保険証の写し
- ・振り込みを希望する金融機関の通帳の写し
- ※世帯の状況に応じて、その他の書類の提出が必要になる場合があります。

◆支給方法

6月(2~5月分)、10月(6~9月分)、2月(10月~1月分)に受給者名義の金融口座に振り込みます。

※支給日は、各支払月の5日です。土曜日、日曜日、国民の祝日の場合は、その日より後の平日に支給します。

◆現況届の提出について

現況届は、児童手当を受給している方に対して、毎年6月1日の状況を把握し、手当を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。

提出がない場合は、6月分以降の児童手当が受給できなくなり、ご注意ください。

◆申請・問い合わせ

市子ども課子育てグループ 23-6529

ご存じですか?

児童扶養手当

◆児童扶養手当とは

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と、自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るために、児童扶養手当を支給しています。

対象者

- ① 次のいずれかに該当する児童を監護している父、母、養育者
- ② 父母が婚姻を解消した児童
- ③ 父または母が死亡した児童
- ④ 父または母が重度の障がいのある児童
- ⑤ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑥ 父または母から1年以上遺棄されている児童(夫婦不和による別居は該当しません)
- ⑦ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑧ 父または母が1年以上拘禁されている児童
- ⑨ 婚姻によらないで生まれた児童

| 区分 | 全部支給 | 一部支給 |
|--------|-------------|----------------|
| 児童1人 | 42,000円 | 41,990円~9,910円 |
| 児童2人 | 上記に5,000円加算 | |
| 児童3人以上 | 上記に3,000円加算 | |

◆手当額

児童扶養手当の支給を受けるには申請が必要です。

⑨ 遺棄などで父母がいるかわからないか明らかでない児童

の日より後の平日に支給します。 ※認定請求した翌月から支給されます。

◆新規の申請手続き

児童扶養手当の支給を受けるには申請が必要です。

- ・申請に必要なもの/ 戸籍謄本(申請者と児童の分)
- ・1月1日に住民票があった市町村が発行する所得課税証明書(本市に住民票があった場合は必要ありません)
- ・家族全員分の健康保険証

- ・申請者本人の預金通帳
- ・印鑑
- ・年金手帳
- ・アパートの契約書など住宅の状況が分かるもの

※その他の書類が必要になる場合があります。

※受給資格があっても、申請しない限り、支給されませんので、ご注意ください。

申請・問い合わせ/ 市子ども課子育てグループ 23-6529

支援します 母子家庭等自立支援給付制度

◆自立支援教育訓練給付金

指定された教育訓練を受講した母子家庭の母または父子家庭の父に、訓練給付金を支給します。

◆高等職業訓練促進給付金

専門的な資格取得を容易にするため、母子家庭の母または父子家庭の父が2年以上養成機関で修業する場合、生活費軽減のため高等教育訓練促進給付金を支給します。

それぞれ、対象になる要件や支給額の上限額等があります。詳細については問い合わせください。

◆問い合わせ

市子ども課子育てグループ 23-6529